

宅老所 縁が和

契約書及び重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています

(中野市指定 第2071100453号)

有限会社 すまいる

宅老所 縁が和 通所介護契約書

(契約の目的)

第1条 有限会社すまいる(以下「事業者」という)の運営する宅老所縁が和(以下「事業所」という)は、要介護状態と認定された利用者(以下「利用者」という)に対し、介護保険法令の趣旨に従って利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、地域密着型通所介護(以下「通所介護」という)を提供し、一方、利用者または利用者を扶養する者(以下「扶養者」という)は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(適用期間)

第2条 この契約は、利用者が通所介護契約書を事業所に提出した時から効力を有します。

- 2 利用者は、本契約、及び重要事項説明書に掲げた内容を基に、初回利用時の通所介護契約書の提出をもって、以後繰り返し当事業所の通所介護を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、事業者に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本契約に基づく通所介護の利用を解除・終了することができます。なおこの場合利用者及び扶養者は、速やかに事業者及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なく、通所介護の実施期間中に利用中止を申し出た場合については、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を事業者にお支払い頂きます。

(事業者からの解除)

第4条 事業者は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく通所介護の利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者の症状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所介護のサービスの提供が困難であると判断された場合
- ④ 利用者及び扶養者が、本契約に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを催促したにもかかわらず、支払わない場合
- ⑤ 利用者又は扶養者が、事業者及び事業者の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難になる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設、設備の故障その他やむを得ない理由により、サービス提供ができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、事業者に対し、本契約に基づく通所介護の対価として、別紙の重要事項説明書に記載されている料金をもとに計算された額の合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 事業者は、請求書及び明細書を作成し、月初めにお渡しします。利用者及び扶養者は、連

帯して、事業者に対し利用料を支払うものとします。なお、支払いの方法として利用日に持参されるか、銀行の口座振替をご利用頂くか、銀行振り込みの方法で、双方合意した支払方法によります。銀行振り込みの手数料につきましては、利用者負担になります。

3 事業者は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、その支払者に対し、領収書を発行します。

(記録)

第6条 事業者は利用者の通所介護のサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

2 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧を求めた場合には原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含めます)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

(身体拘束廃止及び高齢者虐待防止等)

第7条 事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録に記載することとし、扶養者に報告し、対応方法を検討します。

2 高齢者に対し虐待行為を行う事は絶対にありません。もし、そのような場面を発見した場合は事実関係を明らかにした上で扶養者及び保険者にも報告し対策を検討します。

3 ハラスメントに対する必要な措置を講じています。

4 身体拘束廃止及び高齢者虐待防止委員会を設置し、指針の整備、研修及び担当者を決めています。委員はハラスメント委員会も兼務します。

第8条 事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録に記載することとします。

(秘密の保持)

第9条 事業者とその職員は業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者及び扶養者から予め同意を得た上で行うこととします。

① 適切な介護保険サービスの提供のため市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への情報提供。

② 介護保険サービスの質の向上のための学会研究会等での事例研究発表等。なおこの場合は利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 事業者は、利用者に対し、施設看護師の看護的判断により、受診が必要と認められる場合、かかりつけ医、又は協力医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合事業者は、利用者及び扶養

者が指定するものに対し、緊急に連絡を取ります。

(要望又は苦情等申し出)

第10条 利用者及び扶養者は、事業者の提供する通所介護等対しての要望又は苦情等について、苦情受付担当者に申し出ることができます。

(賠償責任)

第11条 通所介護の提供に伴って事業者の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業者は利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、利用者及び扶養者は連帯して、事業者に対し損害を賠償するものとします。

(利用約款に定めない事項)

第12条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と事業者が誠意を持って協議して定めることとします。

上記の契約を証する為、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

{事業者}

住所 長野県中野市大字新野59-1
事業者名 有限会社 すまいる
代表取締役 小川広樹
事業所名 宅老所 縁が和
管理者 佐藤智恵美

{利用者}

住所

氏名

{保証人(代理人・成年後見人・または第三者)}

住所

氏名

重要事項説明書

第1条 事業所の名称等

- ・事業所名 宅老所 縁が和
- ・所在地 中野市大字新野59-4
- ・電話番号 0269-26-4488
- ・事業者名 有限会社 すまいる
- ・介護保険事業者番号 2071100453

第2条 宅老所 縁が和 の目的

宅老所縁が和は、介護保険法の目的及び基本理念に基づき、障害や認知症を持った高齢者の方が、家族とともに、地域の中で、人間としての尊厳を保ちながら、最後まで楽しく生き生きと生活できるためのサービスを提供することで、高齢者社会に貢献する事を目的とします。

第3条 宅老所 縁が和 の運営方針

- ・重度の認知症、重度の障害があつて介護量が多い方でも、定員が満員でない限りは断りません。
- ・業務を優先せず、その方にあつた時間で生活でき、家庭的でゆつたりと、楽しく過ごす事が出来る。ただ生かされている老後ではなく、生きている実感を持っていただく事が出来るようお手伝いします。
- ・利用者、家族、スタッフが一緒に楽しめることを企画していくことで、利用者だけでなく家族も含めた良い関係作りを行います。
- ・生活リハビリの中から、ADL（日常生活動作）の維持、向上を図り、生き生きと生活できる様援助し、在宅介護の負担軽減につなげていく。一人一人、個別のケアプランに添った自立支援を行ないます。
- ・家族や地域の人が、気軽に立ち寄ることが出来、地域の中で共有できる場にするるとともに地域の活性化にも貢献します。
- ・その方のニーズに添って介護保険適用外にも対応していきます。

第4条 職員体制

従業者の職種	員数
管理者	1
機能訓練指導員	1以上
生活相談員	1以上
介護職員	1以上
看護職員	1以上

第5条 事業所サービスの概要

1・主なサービス内容

食事	職員による手作りの献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事やおやつを提供します。
排泄	利用者の身体状況に応じた適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立に向け適切な指導や援助を行います。
入浴	自立支援用家庭風呂において一人ずつゆっくりと入浴していただき、適切な入浴介助を行います。
機能訓練	看護師等の指導に基づき、生活機能の維持向上をする為の機能訓練を行います。
健康管理	看護師等により、常に利用者の健康管理に努め、必要な場合はかかりつけ医や協力医療機関に引き継ぎます。
相談及び援助	利用者及びそのご家族からの相談については誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うようつとめます。
レクリエーション	施設での生活をより実りあるものとするために、個別に又は施設全体でさまざまなレクリエーションを企画していきます。
送迎	ご自宅から施設までの送迎を安全に行います。

2・営業日及び営業時間

月曜日～土曜日

営業時間 8：30～17：15

サービス提供時間 9：00～16：30

時間外 サービス提供時間以外時間対応（保険内外）

休日：日曜日

年末年始休み

その他事業所の定めた日

3・利用定員 地域密着型通所介護 1日15名以下

4・その他のサービスについて

- (1) 通所中は通所介護計画書に基づいて療養のお世話を行う。担当の生活相談員が中心となって作成されるが、その際ご本人やご扶養者の方の希望やご意見も取り入れられて作成します。
- (2) 理美容サービスについては、介護保険制度では通所サービス時間内に理美容サービスを重複して利用する事は出来ません。そのため、理美容サービスを希望される方は、理美容に要した時間を提供時間から除き、計画に基づく通所サービスの提供には支障のないようにしていただきます。

5・利用料金

- (1) 法定代理受領サービスとして、利用料の1割から3割の自己負担分を利用者の方からいただきます。所得によって負担していただく割合が決まる為、中野市から送られてくる負担

割合証で確認します。

(2) 介護保険料の内訳及び、その他の料金は別紙を参照して下さい。

(3) 利用料請求の締切日は毎月末日とし、請求書は翌月の初旬に発行します。

6・地域密着型通所介護サービスの実施地域

中野市豊田の一部（涌井、親川）を除いた中野市全域

7・当事業所をご利用頂く際に留意して頂く事項

- * 施設内での喫煙は遠慮していただきます。
- * 騒音等他の利用者の迷惑になる行為は遠慮していただきます。
- * 施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は遠慮していただきます。

8・ご利用に必要な持ち物

- * 持ち物には必ず名前（フルネーム）を記入して下さい。

日中使用されている薬（飲み薬、目薬、軟膏、湿布など毎日使用されているものがあれば）
上履きとして室内履き、又は運動靴（歩行時必要な方のみ）
連絡帳（施設で用意したもの）オムツやパット（必要な方のみ）
入浴者：タオル（2）バスタオル（1）スーパーの袋（1）着替え（1組）
介護保険証・介護保険負担割合証（初回及び変更時）

第6条 緊急時の対策

利用時間中に利用者が緊急を要する症状を発見した場合、家人に連絡を取り、救急車にて速やかに救急病院に搬送いたします。

第7条 非常災害時及び感染症の対策

(1) 事業所は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害対応マニュアルを策定し、災害対策委員会を設置しています。

(2) 消防署の指導により年に1回消防避難訓練を行います。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路および協力機関等との連携方法を確認し、災害時には人命を最優先に安全な場所に誘導し、最善を尽くし対応します。

設置されている設備：消火器・誘導灯・誘導標識・非常照明・感知器・火災通報装置

(3) 事業所は、感染症の集団感染により、利用者がサービスの提供を受けることが出来なくならないように感染症対応マニュアルを策定し、感染症対策委員会を設置しています。

(4) 事業者は、災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を整える為、業務継続計画を策定し、研修と訓練を実施しています。

第8条 苦情等の申し込み先

管理者及び生活相談員 管理者・・・佐藤智恵美 生活相談員・・・小林香澄

受付時間・・・9時～16時30分（日曜、休日を除きます）

電話番号・・・0269-26-4488

公的機関受付電話番号

中野市 高齢者支援課	0 2 6 9 - 2 2 - 2 1 1 1
北信保健福祉事務所 福祉課	0 2 6 9 - 6 2 - 3 6 0 4
長野県庁 介護支援課サービス係	0 2 6 - 2 3 5 - 7 1 2 1
長野県国民健康保険団体連合会	0 2 6 - 2 3 8 - 1 5 8 0

第9条 運営推進会議

ご利用者、ご家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員、地域包括支援センターの職員等により構成される協議会(運営推進会議)を設置し、おおむね6ヶ月に1回以上活動状況を報告し、運営推進会議の評価を受け、要望・助言等を聴く機会を設けています。

第10条 第三者評価の実施の有無

第三者評価とは介護サービスの質の向上のためであると同時に、評価結果を公表することにより、ご利用者の適切なサービス選択に資するための情報を生み出す目的があります。当施設では現在第三者評価を実施しておりません。

第11条 サービスのご利用に対してのお願い

当事業所の職員に対し、精神的及び肉体的な圧力があつた場合、サービスの継続が困難になることがありますので、ご協力をお願いします。

- (1) 金品やお菓子など、お心付けは不要です。
- (2) ご自宅を訪問する際は、ペットをゲージに入れる、リードでつなぐなどの配慮をお願いします。
- (3) 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けて下さい。
- (4) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除することもあります。
- (5) 職員がご自宅を訪問中の喫煙はご遠慮下さい。

第12条 その他

法改正、経済情勢及び物価の変動により、一部お支払い頂く料金を変更する場合があります。

附則

この規程は、平成20年8月16日より施行する。

この規程は、平成22年12月27日より一部改正する。

この規程は、平成24年4月1日より一部改正する。

この規程は、平成25年4月1日より一部改正する。

この規程は、平成26年1月1日より一部改正する。

この規程は、平成26年4月1日より一部改正する。

この規程は、平成26年12月25日より一部改正する。

この規程は、平成27年4月1日より一部改正する。

この規程は、平成28年4月1日より一部改正する。

この規程は、平成28年5月1日より一部改正する。
この規程は、平成28年7月1日より一部改正する。
この規程は、平成29年3月1日より一部改正する。
この規程は、平成29年4月1日より一部改正する。
この規程は、平成30年4月1日より一部改正する。
この規程は、平成30年11月1日より一部改正する。
この規程は、令和1年5月1日より一部改正する。
この規程は、令和1年10月1日より一部改正する。
この規程は、令和2年8月20日より一部改正する。
この規程は、令和3年4月1日より一部改正する。
この規程は、令和4年10月1日より一部改正する。
この規程は、令和5年3月1日より一部改正する。
この規程は、令和6年4月1日より一部改正する。
この規程は、令和6年6月1日より一部改正する。
この規程は、令和6年8月8日より一部改正する。
この規程は、令和7年11月1日より一部改正する。

*通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 有限会社 すまいる
 代表取締役 小川広樹
所在地 長野県中野市大字新野59-1
説明者署名

*私は、契約者及び本書面により、事業者から通所介護についての重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

 氏名

個人情報使用同意書

私(利用者及びその家族)の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

- ① 利用者の為の居宅サービスが、居宅サービス計画に沿って、円滑に実施される為のサービス担当者会議や、介護支援専門員や病院のソーシャルワーカーとの連絡調整等において必要とされる場合に使用します。
- ② 事業者のホームページや展示物、事業所発行の新聞等に写真や記事を掲載し、事業所の活動やサービス内容をお知らせする為に使用します。

2. 使用する期間

令和 年 月 日より (利用者により変更の意思表示があるまで)

3. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、出席者、内容等の記載をしておくこと。
- (3) 写真掲載を拒否する場合は事前に申し出ること。

以上

令和 年 月 日

有限会社すまいる
宅老所縁が和 殿

利用者 住所 _____

氏名 _____

保証人 住所 _____

利用者との関係
() 氏名 _____

